

<解説> 小規模事業者持続化補助金 審査のポイント

一般型第8回公募

公募期間2022年3月29日（火）～6月3日（金）

審査の基本

審査には、①基礎審査と②加点審査があり、まず基礎審査が行われます。ここで不足書類や条件に合っていない項目があると加点審査には進めません。続く加点審査では、採点項目に従い、審査員が採点していきます。このため、採点項目と関係のないことをたくさん書いても加点にならないばかりか、伝えるべきことが分かりにくくなってしまふ恐れがあります。このため、申請書には必要な内容を過不足なく、平易な言葉で、分かりやすく書くことが大切です。

補助事業の目的と実施内容

<解説>

この補助事業の目的は、「今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するため、小規模事業者等が取り組む販路開拓等の取組みの経費の一部を補助」とあります。

実施内容が補助事業の目的と合致していない場合は、どんな素晴らしい事業内容であっても採択されません。

このため、まず、実施する内容が、補助事業の目的に合っているか確認しましょう。

（注）制度変更：働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス制度の導入等

基礎審査について

<審査項目>

- ①必要書類な提出資料が全て提出されていること
- ②補助対象者、補助対象事業、補助率等の要件にあっていること
- ③補助事業を遂行するために必要な能力を有すること
- ④小規模事業者が主体的に活動し、その技術やノウハウ等を基にした取組みであること

<解説>

①～④の項目のどれか一つでも合致しないものがあると加点審査にはおすすめしません。また、④のことから、外部業者に丸投げするような事業は採択されにくいと言えます。

加点審査のポイント

<解説>

申請する事業内容は、

- ①自社の経営状況の把握と自社の製品・サービスや自社の強みの把握
- ②適切な経営方針・目標と今後のプラン

に基づいて計画されている必要が有ります。審査ではそこを重点的に評価されます。

一般的には、実施したい内容が先に決まっていることが多いと思いますので、その内容が、自社の経営方針やプランに合っていて、自社の強みを生かす内容になっていることを説明するような気持ちで申請書を作成しましょう。

なお、加点審査では、記載がなくても審査はされますが、記載がない項目はゼロ点になります。合計点が高い申請から採択されますので、加点項目については、できるだけ漏らさず記載することが望ましいと言えます。

加点審査の審査項目

①自社の経営状況分析の妥当性

- ・自社の経営状況を適切に把握し、自社の製品・サービスや自社の強みも適切に把握しているか。

②経営方針・目標と今後のプランの適切性

- ・経営方針・目標と今後のプランは、自社の強みを踏まえているか。
- ・経営方針・目標と今後のプランは、対象とする市場（商圏）の特性を踏まえているか。

③補助事業計画の有効性

- ・補助事業計画は具体的で、当該小規模事業者にとって実現可能性が高いものとなっているか。
- ・地道な販路開拓を目指すものとして、補助事業計画は、経営計画の今後の方針・目標を達成するために必要かつ有効なものか。
(共同申請の場合：補助事業計画が、全ての共同事業者における、それぞれの経営計画の今後の方針・目標を達成するために必要か。)
- ・補助事業計画に小規模事業者ならではの創意工夫の特徴があるか。
- ・補助事業計画には、ITを有効に活用する取り組みが見られるか。

④積算の透明・適切性

- ・補助事業計画に合致した事業実施に必要なものとなっているか。
- ・事業費の計上・積算が正確・明確で、真に必要な金額が計上されているか。

<その他>

・過去3年間に実施した全国対象の「小規模事業者持続化補助金」で採択を受けて補助事業を実施した事業者については、全体を通して、それぞれ実施回の事業実施結果を踏まえた補助事業計画を作れているか、過去の補助事業と比較し、明確に異なる新たな事業であるか、といった観点からも審査を行います。

・より多くの事業者に補助事業を実施いただけるよう、過去の補助事業（全国対象）の実回数等に応じて段階的に減点調整を行います。

<解説>

次のいずれかの項目に該当する場合は、政策加点として加点され、採択されやすくなります。該当がある場合は、公募要領に従い所定の手続きを行ってください。

<政策加点項目>

① パワーアップ型加点

以下の類型に即した事業計画を策定している事業者に加点。

- **地域資源型**

地域資源等を活用し、良いモノ・サービスを高く提供し、付加価値向上を図るため、地域外への販売や新規事業の立ち上げを行う計画

- **地域コミュニティ型**

地域の課題解決や暮らしの実需に応えるサービスを提供する小規模事業者による、地域内の需要喚起を目的とした取組等を行う計画

② 赤字賃上げ加点

賃金引上げ枠に申請する事業者のうち、赤字である事業者に対して加点。

③ 経営力向上計画加点

各受付締切日の基準日までに、中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受けている事業者に対して加点。

④ 電子申請加点

補助金申請システム（名称：J グランツ）を用いて電子申請を行った事業者に対して加点

⑤ 事業承継加点

各受付締切日の基準日時点の代表者の年齢が満60歳以上の事業者で、かつ、後継者候補が補助事業を中心になって行う場合に加点。

⑥ 東日本大震災加点

東京電力福島第一原子力発電所の影響を受け、引き続き厳しい事業環境下にある事業者に対して加点。

⑦ 過疎地域加点

過疎地域という極めて厳しい経営環境の中で販路開拓等に取り組む事業者を重点支援する観点から、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に定める過疎地域に所在し、地域経済の持続的発展につながる取り組みを行う事業者に対して加点。